

東京都心身障害者医療費助成制度（マル障）受給者証の交付を受けた方へ

心身障害者医療費助成（マル障）を受けることで、以下の医療費の助成を受けることができます。

- ① 病院の外来診察費
 - ② 病院の入院費（「食事療養費」、「病衣・おむつ代」、「差額ベッド代」等は対象外）
 - ③ 薬局の調剤費（お薬代）
 - ④ 施術費（はり・きゅう・あんま・マッサージ）
 - ⑤ 医療用補装具の購入費
- ※ 上記はいずれも「健康保険対象のもの」に限られます。自費診療（保険外）や介護保険による診療は対象外です。
- ※ 住民税が課税されている受給者（マル障受給者証の負担者番号が80136195）は、総医療費の1割分を、一部負担金としてご負担していただきます。

なお、マル障での助成を受ける方法は、以下の2通りとなります。

1. 医療機関窓口で助成を受ける場合

マル障は東京都の制度のため、都内住所で東京都と契約している医療機関であれば、窓口で医療費を支払う際に助成を受けることができます。医療費助成を受ける際には、「マイナ保険証など」（注1）と一緒に必ず「マル障受給者証」を医療機関に提示してください（注2）。

受給者証を忘れてしまい医療機関窓口で助成を受けられなかった場合は、下記の方法で後日医療費の払い戻しを受けることも可能です。

なお、「施術費（はり・きゅう・あんま・マッサージ）」、「医療用補装具購入費」は一旦ご本人様に立替払いしていただき、後日払い戻しの申請をしていただきます（注3）。

（注1）マイナンバーカードを持っていない方や、マイナ保険証利用の登録をしていない方は、各保険者から交付される資格確認書などと合わせて、マル障受給者証を提示してください。

（注2）現状、マル障受給者証はマイナンバーカードへの紐付けをすることが出来ません。これまでどおり、紙のマル障受給者証を医療機関へご提示ください。

（注3）施術費について、施術院が受領委任契約をしているときは、立替えが不要になる場合があります。

2. 後日払い戻しの申請を行う場合

下記のような場合は、医療機関窓口ではマル障助成を受けることができないため、後日、裏面の担当係に医療費の払い戻し申請を行っていただく必要があります。

- ・ 東京都外の医療機関を受診した。
- ・ マル障受給者証を持たずに受診した（忘れた、まだ交付を受けていなかった 等）。
- ・ 施術（はり・きゅう・あんま・マッサージ）の治療を受けた。
- ・ 医療用補装具を購入した。
- ・ 東京都外の国民健康保険・国保組合、後期高齢者医療保険加入者（都内医療機関を受診する場合でも窓口でマル障を使うことができません）。

（裏面へ）

☆申請に必要なもの

【窓口で申請をするとき】

- ① マル障受給者証
- ② 領収書の原本（必要な方は事前にコピーを取っておいてください）
- ③ 健康保険からの決定通知書
補装具や鍼灸・あん摩マッサージの申請時は「療養費決定通知書」、高額療養費が支給されているときは「高額療養費支給決定通知書」をお持ちください。
- ④ 装具装着証明書（意見書）※補装具購入費のみ
- ⑤ 振込先の金融機関の支店・口座番号が分かるもの
- ⑥ 被保険者資格情報が分かるもの（※）
- ⑦ その他公費の医療証や自己負担上限額管理表（難病や自立支援など）

【郵送で申請をするとき】

- ① 郵送用申請書（一月分の請求につき1枚提出。ホームページからもダウンロード可。）
- ② 領収書の原本（必要な方は事前にコピーを取っておいてください）
- ③ 健康保険からの決定通知書のコピー
補装具や鍼灸・あん摩マッサージの申請時は「療養費決定通知書」、高額療養費が支給されているときは「高額療養費支給決定通知書」をお持ちください（コピー可）。
- ④ 装具装着証明書（補装具購入費のみ）
- ⑤ 振込先の金融機関の通帳・キャッシュカードのコピー（初回支払い時、支払先変更の時）
- ⑥ 被保険者資格情報の分かるもの（※）
- ⑦ その他公費の医療証や自己負担上限額管理表のコピー（難病や自立支援など）

※ 「被保険者資格情報が分かるもの」とは以下のとおりです。

- （ア）マイナ保険証をお持ちでない方 …「資格確認書」のコピー
- （イ）マイナ保険証をお持ちの方 …「資格情報のお知らせ」のコピー
- （ウ）マイナポータルから被保険者資格情報を印刷したもの
- （エ）有効期限内の旧保険証のコピー（令和7年12月1日までの経過措置です）

☆お支払いの時期

毎月8日までに申請を受け付けた医療費のうち、内容に確認や調整が必要のないものについては、最短で当月末に指定の口座へお振込みします。

ただし、領収書の内容について確認が必要な場合や、健康保険の「高額療養費」に該当する場合、施術費（はり灸・あんまマッサージ）や補装具購入費の申請の場合などは、お支払いに数カ月かかる場合があります。

ご不明な点がございましたら、下記の担当係へお問い合わせください。

〒173-8501 板橋区板橋 2-66-1
板橋区福祉部 障がいサービス課障がい相談係
北館 2 階⑪番窓口
TEL 03-3579-2362 FAX 03-3579-2364